

# 青森県病院局院内保育所運営業務委託に関する提案書の募集公告

次のとおり提案書の提出を募集する。

令和2年11月2日

青森県病院事業管理者 吉田 茂昭

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

青森県病院局院内保育所運営業務委託

### (2) 業務内容

院内保育所の運営

詳細は「青森県病院局院内保育所運営業務委託仕様書」参照。

### (3) 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

なお、委託後の業務実績が良好と認める場合は、1年間の契約期間の更新を4回に限り可能とする。

### (4) 見積上限額（令和3年度分）

①通常保育：53,851千円（年額。消費税及び地方消費税を含む。）

②医療的ケア児に係る保育：15,334円（日額。消費税及び地方消費税を含む。）

③24時間保育：30,382円（日額。消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、本事業の実施の有無及び予算額については、令和3年2月第305回青森県議会定例会における令和3年度当初予算の議決を前提としているため、変更となる可能性がある。

## 2 参加者資格

下記に掲げる要件を全て満たすことを条件とする。

(1) 認可保育施設及び認可外保育施設の運営（業務委託契約による運営を含む。）実績が3年以上ある法人その他の団体であること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 東北地方に本店、支店又は営業所を有していること。

イ 過去5年以内に、青森県内において保育所運営業務を受託した実績があること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。

(4) 令和2年4月1日以降、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第902号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) 次のいずれにも該当しないこと。

- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であること。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団という。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

### 3 参加申込みの方法

(1) 参加を希望する者は、「青森県病院局院内保育所運營業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の定めるところにより、参加申込書を提出しなければならない。

(2) 提出期限

令和2年11月27日（金）午後5時【必着】

### 4 提案書の提出

(1) 参加申込書を提出した者は、実施要領の定めるところにより提案書を提出すること。

(2) 提出期限

令和2年12月7日（月）午後5時【必着】

### 5 その他

(1) 詳細は実施要領による。

(2) 参加申込書を提出しない者は、提案書を提出することができない。

(3) 提出された提案については書類審査及びプレゼンテーションを実施し、審査員の協議により、優先交渉業者を選定する。

### 6 担当部署・問い合わせ先

青森県病院局運営部経営企画室

〒030-8553 青森市東造道2-1-1（青森県立中央病院内）

電話：017-726-8402

メール：KENBYO@pref.aomori.lg.jp